
令和 5 年 第 6 回 臨時会

上富良野町議会会議録

令和 5 年 1 0 月 6 日

上富良野町議会

目 次

第1号（10月6日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 議案第1号 上富良野町名誉町民の議決を求める件	2
○日程第 4 議案第2号 令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）	7
○閉 会 宣 告	9

令和5年第6回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	上富良野町名誉町民の議決を求める件	10月6日	原案可決
2	令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）	10月6日	原案可決

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期の決定について 10月6日 1日間
第 3 議案第1号 上富良野町名誉町民の議決を求める件
第 4 議案第2号 令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）
-

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 佐藤大輔君 | 2番 | 荒生博一君 |
| 3番 | 湯川千悦子君 | 4番 | 米澤義英君 |
| 5番 | 金子益三君 | 6番 | 林敬永君 |
| 7番 | 茶谷朋弘君 | 8番 | 中瀬実君 |
| 9番 | 島田政志君 | 10番 | 井村悦丈君 |
| 11番 | 北條隆男君 | 12番 | 小林啓太君 |
| 13番 | 岡本康裕君 | 14番 | 中澤良隆君 |
-

○欠席議員（0名）

○遅参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	斉藤繁君	副町長	佐藤雅喜君
総務課長	北川徳幸君	会計管理者	及川光一君
町民生活課長	山内智晴君		

○議会事務局出席職員

局長	星野耕司君	次長	飯村明史君
主事	進梨夏君		

これは、勝って、勝訴しておりますけど、町民が訴えたということ。

向山前町長が功績として先ほど町長、斎藤町長が言われた自治振興に多大な貢献をされた。

例えば上富良野小学校の改築とか、上中の耐震化とか、町立病院とか、いろいろな功績をなされた中の一つの駐車場という問題。

それについて町民が、どうしてなんだろうという裁判まで訴えたことというのはすごく重みがあるというふうには私は思っております。

町民が訴えたことについて斎藤町長、そのことについて今1度、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番、林議員の御質問にお答えしたいと思います。

町民が、原告となって裁判始まったわけですがそれを別に軽んじているわけではございません。それはそれで非常に重要な問題だと感じておりますし、裁判でその、将来的に決着がつく問題であると考えております。

ただ、非常にそれはそれで重要な問題ではありますが、先ほどの答弁のとおりですが、叙勲とか等、今回の名誉町民に関してもそれは特に影響しないと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 先ほど言われました叙勲ということでございます。

それで、私が思いますのは今回このタイミングで、名誉町民を出された。そうであれば、先ほど叙勲ですか、叙勲をいただいたときとか、自治功労いただいたとき、それぞれタイミングっていうのはあったと思います。

それで、特に今回については令和5年度の新年度予算のときにも、ほぼ名誉町民の審議会の報酬の予算を取られた。町長が、斎藤町長が前町長を名誉町民というふうに考えるのであれば、速やかに予算措置をされているのであれば、速やかに審議会を開いて行うべきではなかったのか。なぜこのタイミングなのかというのが、すごく私自身も、わからないというのが、何とか理解をしたいと思うんですが、それが理解が出来ない。

春から、4月から9月まで審議会が9月6日に1回目開いて、答申が9月25日というふうに御説明を、全員協議会のときにもいただいております。

その間5か月間、どうして何もなかったのかなというふうな思い、また、斎藤町長が前町長の功績をたたえているのであれば、斎藤町長が町長になったときに、速やかにそういう行動を起こすべきではなかったのかなと。

それを起こさなかった理由というのを最後にお聞かせ

いただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） まず、私が町長に就任して、なぜすぐ名誉町民なのか。それを叙勲、自治功労順番が、慣例がありますので、それはと踏襲したと思っております。

次になぜ春から9月まで、春にやらなかったというのは、特に今年度、予算をとったわけですから、今年度行われる表彰式は念頭にありましたが、表彰式に間に合う段階でその任意の時期、それは良い時期を選んで審議会を開けば良いのだろうということで考えておりますし、その時期は、林議員の思っている時期とたまたま違うわけですけど、それはそれで林議員は4月に、開いてもよかつたんじゃないか、それはそれで、7月、5月の春の時点で開催することも可能でありましたが、特に9月に開催してもそれは問題はないんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（中澤良隆君） ほかにございますか。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 何点か疑問な点がありますので質問させていただきます。

何よりも今回僚の議員もおっしゃいましたが、日の出公園の駐車場用地の購入価格をめぐって、裁判中であります。

何よりも、裁判中という形の中で、名誉町民の称号を与える議決が出てくるというのは、おかしいというふうに考えております。

刑事裁判でないから問題がないという、町長の答弁がありますが、それ以前に土地購入に至っては、当事者であった前町長が当事者だったということでもありますから、当然、そのことを考えれば道義的な問題としても、問題があるというふうに考えておりますが、なぜこの機に、名誉町民の議決を求める提案がされたのかお伺いいたします。

さらにお伺いしたいのは、やはり計画的なこの称号を与えるという、計画性がなかったのではないかと、答弁のやりとりで考えております。

6月あるいは9月の、遅くとも、定例議会で、予算を計上しながら、議決を求めるという方法もあったと思いますが、この間の協議会のやりとりの中でも、なぜ、この時期になったのかということに対する、答弁では、いわゆる文化の日があるので、それに間に合わせるための提案だという、単純過ぎる提案、私たちからすれば、よく考えた中で提案ではなかったというふうな印象を、私自身、持っているという点で、改めて、私はしっかりと、定例議会等における、提案をされるべきではなかったのかというふうに思いますが、この点について、町長はどのようにお考えでしょうか。

何よりも道義的な問題が残るということでもあります。さらに、問題は、この名誉町民の称号と同時に、肖像画、あるいは町民の功労金の一時金が200万円が贈られるという状況になります。

しかし、この間、この功労金にあたっては、大体忘れましたが50万円、30万円という形の中で、これはおかしいのではないかと。町特定の、いくら名誉町民という形で、年金を送るのはいかなものかという形の中で、結局削除されたんだけど、最後にまた出てきたのは、200万円の一時金という形の中で出てきて、このときも私は反対しました。

そういう、問題ではないと、多くの町民が今苦しい生活を送っているときに、特定の名誉町民だというだけで、この一時金を送るということに対しては納得出来ないという、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

何よりも、私は考えなければならないのは、もう最低限、称号を贈るだけで十分、町の振興に果たしてきたということが分かるわけですから、これで十分だというふうに思います。何よりも議会や多くの町民の方が納得できる、環境の中で、こういうものが、満場一致か、なるかわかりませんが、少なくともそういう、認められる状況の中で、提案されるべきだったはず、今までも、そうだったんですが、今回ののは、異例中の異例だというふうに私考えております。

そういう意味ではこの点にも、疑問が残りますので、明確が、町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の土地取得の問題が出ていましたが、当時の町長であったことは元町長ですから、当時の首長でした。ただ、その取得の手続が、手続について、違法性を問われているわけではございません。当然、議会の承認を得て契約を結び、補正予算をも議会で承認いただいて、それで取得したわけです。後ほど、住民監査請求から発展して、その価格については現在も係争中ではありますが、その手続については特に、何かを省略したり飛ばしたり、違法性が問われているものではございません。

そういうふうを意識しておりますので、先ほどの答弁とは重なりますが、名誉町民、その他叙勲等に関して、影響はないだろうと判断しております。

次に計画性については、特に計画性がないのではないかとありますが、いついつにその名誉町民というのは、やはりそういう要件を満たした人が出てきたときに手続を進め、進めていくものですので、特に、いつ誰をするという形はもちろんないのですが、向山氏に関しては、

町長を退任されたときに慣例で、その要件は満たしていると。その後、叙勲、自治功労を受けておりますので、順番的に今年が名誉町民だということで、今回の提案に至っております。

あと、一時金につきましては、これは、条例で定められていることですので、名誉町民にふさわしいか、お認めいただくという議案ですので、その制度自体の、良し悪しについては、特に私がこの場で、答弁は差し控えたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 米澤義英君。

○4（米澤義英君） 明確な答弁が聞けませんでした。

もう一度確認いたしますが、何よりも、やっぱり裁判の争ってる最中でありまして。

確かに刑事罰だとかそういうものがないとしても、やっぱりこういう状況化の中で提案されるというものはですね、一般的に、基準に満たしているからといって、提案されるのは当然納得出来ないもんだというふうに考えております。

一部の町民の中にもこれはおかしいのではないかと。本来であれば、こういった裁判が終結した段階において、どうなるかわからないけれども、必要最小限、こういった段階において提案すべきではないかという声も、一部、聞かれるという状況にあります。

再度確認いたしますが、基準に満たしているからというだけではなくて、こういう係争中だということを考えれば、裁判終了後でも、十分熟慮して、この問題について、提案してしかるべきではなかったのかというふうに思いますが、この点、再度確認いたします。

特に名誉町民という形の中で、称号などの提案がされておりますが、町長になったから自動的に名誉町民という、形態もちょっと私自身、疑問に感じるところもあるんですが、多くの町民の中には、多様な中で、町に貢献し、振興に貢献してる方もたくさんいると、いうふうに、私自身感じておりますので、そういうことを考えたときに、この名誉町民制度そのものも、過渡期にきているのではないかとというふうに思いますが、この点についても伺いいたします。

何よりも、もう一度、今回の提案を取上げて、もう一度、再考すべきだということを掲げることが必要だと思いますが、この回答について再度伺いいたします。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、係争中ということではありますが、当事者は、訴え

られているのは町、町長齋藤繁と原告の方で、当事者では向山氏に関しては、裁判の当事者ではございません。

もう一つ自動的に、町長であったから名誉町民推挙するのかという、御意見ですが、自動的に議案上程したわけではございません。御承知のとおり、諮問機関に諮って、そこで今回も全会一致の推挙を得た上で、上程しておりますので、皆さんの御意見、御理解は得られ、そこで、審議会では、御理解を得られたと理解しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君

○2番（荒生博一君） 議長には、同僚議員からも再三申し上げている、現在係争中の裁判の件をもう一度確認しますが、この間の我々のやりとりの中で、どうも私が理解するに町長は、今回の原告案の訴え、裁判の趣旨というのを理解されていないのだと考えますが、もう一度確認します。

趣旨は御理解されていますか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

趣旨がどうなのかというのは答えになるかどうかというちょっとわかりませんが、裁判の中で要求されていることは理解しています。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君

○2番（荒生博一君） 当然町長も御存じかと思いますが、平成14年の法改正があった後、直接このような住民訴訟というのは、町を一旦返して、その対象者というふうな、法が改められております。

原告側の主義主張というのは、あくまでも、今回の裁判の争点というのは、行政が、元町長に対し損害賠償請求をせよという内容であります。

これは、行政の裁量権の逸脱に対し、時の町長である向山町長へ訴えております。今までのやりとりの中では、あくまでも当事者は私であり、齋藤繁町であるということをも再三申し述べていますけれども、理解が違ふと思いません。12月5日に1審の判決が下ります。

もし、町側の部分的敗訴の判決がなされた場合、元町長にしっかり損害賠償をしなければならぬというのか、この裁判の争点になっています。

そのような賠償請求というのはされるのですよね。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤繁君） 今、荒生議員を御質問にお答えしたいと思います。

裁判の結果はまだ出ていませんのでそれについて予断を持って語ることはありませんが、訴えられているの

は私です。

そのあと、誰にどういうことをせよというのは、判決は出るかもしれませんが、出ないかもしれません。わかりませんが、そこで、その先の債務名義といいますか、権利関係が、その裁判で確定するわけではございませんので、全く当事者ではないという、私の答弁は間違っていないと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君

○2番（荒生博一君） この間、全員協議会そして今日もそうなのですが、時期及びタイミングに関して、やはり、裁判が終了してからという意見が同僚議員からも出ておりました。

私も同感でございまして、本来、もしリスペクトの意があるのであれば、表彰式の11月3日ということにこだわらず、年度内に、様々なステージをつくって本当に祝意をもって名誉町民の称号を渡すということも、私はできると思います。

12月5日の結審を待たず、2か月間は継続審議に出来ない理由を最後にお聞かせください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤繁君） はい、荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。第一審の判決の日にはもう決まっておりますが、それで判決が確定するわけではございません。控訴、上告もあります。裁判が終わるのは、いつかわからないというのが現状だと思っております。

しかも、というよりも、そもそもこれは名誉町民状況その他にも関係しない、直接影響しないということがスタンスでございますので、その上、裁判が終わるまで待つとかそういうことは、特に考慮しなくてもいいと。

今、そのような判断で今回の上程になっております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君

○9番（島田政志君） 意見とか、そうじゃなくて、お願いをここでちょっとお話しさせていただきたいと思えます。

名誉町民を贈る町としまして、今行われている裁判に、勝っても負けても12月、これで終わらせていただきたい。といいますのは、せっかく町が、名誉賞を贈ったとしても、この審議が行われるたびに、その人の名前が出てきてしまいます。それは本人にとっても、町にとっても非常に不名誉なことと思えます。

この件においては、勝っても負けても、仮に何もその土地を農地に戻せということであれば、その返却されるべき4,800万円以内で、復元するように一緒に努力していきたいと。

さらに、通った後に表土がないよということであれば、私の畑から表土を提供します。

今後、この話をいつまでも長引かして、せっかく与えた、名誉賞を、汚すことのないように、ぜひとも、短い時間に終結するように努力していただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 一応、質問として受け付けます。

町長答弁。

○町長（斉藤繁君） 9番島田議員の御質問にお答えしたいと思えます。

町としましてもといえますか、私としましてこの件については早く、決着したいというのは思っておりますが、裁判ですので、特に行政訴訟といえますか、民事、刑事もそうですけどとにかく相手がいること裁判官とか、司法、当時当局もおりますので、どうなるかというのは全くわからないですけど気持ちとしては、島田議員のおっしゃることもよくわかりますが、なかなかこう、自分で全てコントロールというか、司法裁判の中でやっておりますので、なかなかコントロール出来ない部分が多々あるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければこれをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第1号、上富良野町名誉町民の議決を求める件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長（中澤良隆君） 日程第4、議案第2号、令和5年度上富良野町一般会計補正予算第7号を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第2号、令和5年度上富良野町一般会計補正予算第

7号につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、ただいま、議案第1号で御議決いただきました、上富良野町名誉町民の請求に係る表彰等に要する功労、一時金等、所要の経費を、の補正をお願いするものでございます。

2点目は、議場のマイクに不具合が生じたため、議場会議員との交換に係る所要の経費の補正をお願いするものでございます。

3点目につきましては、住民税の過年度分の確定申告によりまして、還付金が発生したことにより、既存予算に不足が生じたため、所要の補正をお願いするものでございます。

以上申し上げた内容を要素とした中で、不足する額については、予備費447万9,000円を充当いたしまして、一般会計補正予算を調整したところであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

議案第2号をご覧くださいと思います。

議案第2号、令和5年度上富良野町一般会計補正予算第7号、令和5年度上富良野町一般会計の補正予算第7号は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

1頁をお開きいただきたいと思えます。

第1項につきましては款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正。

1、歳出。

1款、議会費50万円

2款、総務費、397万9,000円。

12款、予備費447万9,000円の減。

歳出合計は0円となります。

2頁以降の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第2号、令和5年度上富良野町一般会計補正予算第7号の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

4番米澤義英君

○4番（米澤義英君） 名誉町民に対する、功労一時金等

が予算が計上されております。私はどうもさっきの名誉町民の議決時点においても、問題があるのではないかと、この点を指摘させていただきました。何よりも、今一度声の駐車場用地の購入価格をもって、係争中で細分が争われているという状況であるという点。

また同時に、今後裁判、どのように決着するかわかりませんが、裁判の係争の内容によっては、新たな、裁判に係争に発展せざるを得ないという、そういう側面もあるという状況になっております。

何よりも、今多くの町民が暮らしや福祉の物価高騰で苦しんでいる状況の中、名誉町民だからといってこの一時金を送るということ自体が問題だというふうに思いますが、町長はこの点についてどのようにお考えなのかお伺いいたします。

私はもう既に、仮に必要された上、名誉町民の称号を贈った時点で、もうそれは完結功労した町民ということで完結しているわけですから、改めてこの200万円の一時金を贈るということ自体に町民からの批判もあるのではないかとこのように考えておりましたがどのようにお考えでしょうか。

また、同時に私は、今回の前段の議決でも、満場一致でなかったということを考えれば、多くの町民や議会の中にも、やっぱりあの町長の、こういう一生に対する、批判的な側面があったということ、私自身受け止めております。

何よりも、特別することなく、この予算等の削減を行うべきですし、また係争中における、こういった提案というのは納得出来ません。

町長は再度お伺いいたしますが、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

この補償費とかというものについては、条例によって定められているものでございますので、我々としてはしっかりとそのルールに則って、さきに名誉町民の承諾をいただいて議決いただいたところでございますので、ルールに則って、条例で議会にお認めいただいたようなルールでございます。そのとおりに支出すること以外に、我々のする道はないのでございますので、そういった点で、その他のいろいろな議案第1号に戻るようなことについて、私から答弁いたしませんけれども、そういったルールに則って、しっかりと支出を行っていくということが我々のすべきことだというふうに考えておりますので御理解賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君

○4番（米澤義英君） 条例、ルールに則っているからという問題ではないんですよ。私はそのことを指摘したい。条例が可決されて、問題が、私は以前からあるということで指摘しておりますので、その点で言えば、こういった名誉町民になったから自動的にこの一時金も交付するという事態がやっぱり差別だと。

同じく、住民でありながら、特定のそういう人たちに、自動的に贈られるという事態が、条例の矛盾を持った条例だということだというふうに私は考えておりますので、町長これを見直すべきだというふうに思いますが、町長どのようにお考えですか。

また、今回この予算についても、取り下げるべきだというふうに思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まずもって、特定の対象者がこうだから、遡って、今あるルールを、その人の都合が悪いから勝手に変えるようなことが世の中にあってはいけないということは、まず、この条例に限らず、どんなルールでもそうですけれども、そういったところは大変いろんな面でそういう方々も不利益になりますから、しっかりとルールが、条例で定まっております、いろいろな場面があって、条例を、こういうこと不都合あったらこうだって直した後にそういうふうになるっていうのが当たり前のことでありまして、こういう事例があるから、もう200万円やめましょと、そういうようなことにはならないのだということはず理解していただきたいと思えます。

そういった今後、条例をどのようにしていくべきなのか、米澤議員のお考えは今賜りましたけれども、この場で、私どもの町長も含めて私どもの立場から、今のこの条例をどうこうということに、この議案の中で、答弁することはちょっと差し控えていただきたいということでございますので御理解賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君

○4番（米澤義英君） 町長に質問してるんですよ僕は。

副町長に質問しているんじゃないんですよ、町長逃げないでください、きちっと答弁してくださいよ、こちらも真剣に質問して、そして町長の見解を求めているわけですから。

副町長が答弁するのではなくて、町長がしっかりと答弁しなさい、町長の見解を求めます。

○議長（中澤良隆君） 町長答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えし

たいと思います。

私も副町長と同じ意見です。

条例よっての、今ある条例に従うべきだと考えております。以上です。

○議長（中澤良隆君） そのほか質疑ございませんか。

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

米澤義英君。

○４番（米澤義英君） 私は今、一般会計の補正、予算案に対して・・・。

○議長（中澤良隆君） すいません、演台でよろしくお願ひします。

○４番（米澤義英君） 私は今、補正予算案に反対の立場から討論するものであります。

この名誉町民に自動的に贈られるこの年金の一時金については反対であります。

何よりも、今、昨日度、公園の駐車場をめぐっては、購入価格が適正だったかどうか、これももって争われている最中でありまして。

そういう中で名誉町民に対する称号を与える議決がなされるということ自体にも、問題があり、提案される事態にも問題があると考えております。

必要最小限、町民の名誉町民の功績をたたえるのであれば、この称号等を与える、これだけで十分完結しているものと考えます。

それにもかかわらず、一時金という形で２００万円を送るとするのは、大問題であります。

また、同時に、多くの町民の皆さんや、議会の中にも、今回の名誉町民等の称号等についてはいかなものかという声が寄せられているという状況、私考えております。

そのことを考えてみれば、この一時金等の補正予算というのは、直ちにやめ、そして、提案を引き下げるべきだというふうに、考え、反対の立場から討論とさせていただきます。

○議長（中澤良隆君） 次に、賛成討論ありませんか。

１２番、小林啓太君。

○１２番（小林啓太君） 私は本議案に賛成の立場から討論させていただきます。

ただいま、米澤議員がおっしゃったことは感情的には全く理解が出来ないというわけではございませんが、以下、２点の理由から私は賛成とさせていただきますと思います。

この一時金に関しましては、こちらは先ほど来から話上がついており、条例で定められていることであ

り、改正については、議会の議決をもって実行されるべきことであり、この場で議論されることではないと、考えます。

２点目に今回の補正予算には、議場のマイクの修理も含まれております。

そちらも、速やかに行われるべきと考え、今回、この補正予算に賛成する立場で討論させていただきます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） そのほか、討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願ひします。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第２号、令和５年度上富良野町一般会計補正予算第７号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和５年第６回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前１０時５３分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

令和5年10月6日

上富良野町議会議長 中澤良隆

署名議員 金子益三

署名議員 林敬永